

写

国大協企画第53号
平成24年7月11日

文部科学大臣
平野 博文 殿

一般社団法人国立大学協会
会長 濱田 純一

政府調達に関する要望書

政府調達協定については、外国企業を入札などで差別しないこと等を目的とした協定であることは理解しております。

政府調達については、国立大学の教員・研究者等から入札公告が長期間であることや仕様書等の作成に多大な時間を要することなどから、国立大学法人を政府調達対象機関から外すなどの是正要望が数多く寄せられています。

このことは、機器調達の遅れや研究展開の遅延や停滞などによる国立大学法人の機能の根幹を揺るがすものであります。さらに国立大学病院においては、患者ニーズに適時適切に対応できなくなる等、診療活動に深刻な影響をもたらします。

先般、貴省より政府調達の自主的措置に係る適用基準額の邦貨換算額について、その基準額10万SDR換算額を 1,500万円から1,200万円に引き下げる旨の通知が发出されましたが、この引き下げによる対象調達件数の増加は必至であります。

なお、貴省におかれましても、「予算財政制度の改善に関する提言」（平成22年8月30日政務三役会議決定）として、自主的な措置の見直しを関係府省に提言していただいていると承知しております。

つきましては、政府調達協定の改正に伴い、我が国における政府調達に係る自主的な措置の改正が行われるにあたっては、政府調達対象機関から国立大学法人を対象外としていただくことが望ましいと考えておりますが、これに多大な時間を要するようであれば、自主的措置の対象機関から除外していただけるようお願い申し上げます。